

特定接種（公務員）の報告要領（案）

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条に基づく特定接種の対象とされている新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員（国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいい、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員（新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）の別添に示す区分 3 の公務員をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に関する当該公務員の所属機関の報告並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号。以下「登録手続告示」という。）に基づく公務員同様事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）で定める公務員と同様の事務をいう。以下同じ。）を行う事業者（行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人並びに外部事業者の従業者について登録申請を行う国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の登録が円滑に行われるよう、報告及び登録申請（以下「報告等」という。）に係る留意事項等について定めるものである。

なお、民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員の報告に関しては、特定接種（医療分野）の登録要領（平成 28 年 1 月 6 日付健発 0106 第 7 号厚生労働省健康局長通知）及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（平成 28 年 1 月 6 日付健発 0106 第 5 号 厚生労働省健康局長通知）を参照されたい。

2 報告主体及び報告対象者等

（１）公務員の対象者

本要領において、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員として特定接種の対象となる者は、新型インフルエンザ等の発生時において、別添 1 の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（以下「報告対象者」という。）とし、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書（別添 2。以下「登録申請書」という。）を用いて、その数を厚生労働省に報告するものとする。（法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

（２）公務員同様事務を行う事業者及び登録対象者

公務員同様事務を行う事業者は、法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく登録が必要となるため、登録

申請に当たっては、以下の2つの要件を満たしている必要がある。当該要件を満たす事業者は、上記公務員の所属機関と同様に、登録申請書を用いて厚生労働省に登録申請するものとする。

① 産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）を選任していること。

② 業務継続計画※を作成していること。

※政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

なお、登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても公務員同様事務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

公務員同様事務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、公務員同様事務を登録対象業務とし、公務員同様事務に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。公務員同様事務（登録対象業務）に従事する者は、別添1の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する者（公務員を除く。）とする。

3 報告等の周知

厚生労働省は、担当府省庁（別添1の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）を通じて、必要に応じて地方公共団体の協力を得ながら、公務員の所属機関等（公務員の所属機関及び公務員同様事務を行う事業者をいう。以下同じ。）に対し、報告等の方法等について情報提供を行う。

4 報告等の方法

報告等の方法は、以下のとおりとする。

（1）報告書等の提出

公務員の所属機関等は、特定接種管理システム（以下「管理システム」という。）上で、登録申請書に必要な事項を入力し、登録申請書を報告書として（公務員同様事務を行う事業者にあつては、登録申請書を）厚生労働省に提出する。ただし、その提出方法について別途定めがあるときは、その定めるところによる。登録申請書（報告書）の提出については、管理システムにより、担当

府省庁（報告等を行う公務員の所属機関等と担当府省庁が同一の場合にあっては、内閣官房）に通知される。担当府省庁が、都道府県に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う報告等の内容の確認の協力を依頼する場合は、担当府省庁及び当該都道府県に通知される。

（２）報告内容等の確認

担当府省庁、内閣官房又は都道府県は、管理システムにより通知された登録申請書（報告書）の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省（都道府県にあっては、担当府省庁）に通知する。

なお、報告等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて公務員の所属機関等に対して、報告対象者数又は登録対象者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、報告等の内容について修正を求めることとする。

（３）報告内容の記録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁又は内閣官房の確認が終了した報告等の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に記録又は登録を行う。

都道府県及び市町村は、その所属する地方公務員及び地方公務員としての身分が付与されている特定地方独立行政法人の職員（当該地方公務員であって、特定接種（医療分野）の登録要領又は特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領により報告される民間の登録事業者と同様の職務に従事する公務員であるものを含む。）に係る報告の内容（報告人数にあっては、厚生労働省による報告完了の連絡において通知されたもの）について、取りまとめておくものとする。

5 報告書等の記載事項

登録申請書（報告書）の記載事項は、下記のとおりとする。また、担当府省庁は、必要に応じて、登録申請書（報告書）の記載事項を備考欄を活用して追加することができる。

（１）申請者情報

- ・ 設立区分
- ・ 事業者名
- ・ 代表者の氏名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス
- ・ 産業医を選任していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

- ・業務継続計画を作成していること（公務員同様事務を行う事業者のみ記載）

（２）事業所情報

- ・事業所名
 - ・郵便番号
 - ・所在地
 - ・電話番号
 - ・FAX 番号
 - ・E-mail アドレス
 - ・事業の種類
 - ・登録対象業務の従業者数
 - うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数
 - うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
- ※従業者数については、絞込みを適切に行ったものとする。

（３）接種実施医療機関情報

- ・医療機関名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

（接種実施医療機関）

公務員の所属機関等は、自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添３）を示すので、適宜活用されたい。

（外部事業者の考え方）

公務員の所属機関の公務員同様事務（登録対象業務）を受託している外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の職員（当該公務員の所属機関に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、（２）の登録対象業務の従業者数に含むものとするが、当該外部事業者の職員は公務員の身分を有していないため、当該所属機関は、公務員同様事務を行う事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、

これらの外部事業者の職員とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

6 報告完了の連絡及び公表

厚生労働省は、公務員の所属機関等から提出された報告等の内容が厚生労働省に備える管理台帳に記録又は登録された場合には、厚生労働省は管理システムにより、公務員の所属機関等に対して、登録（記録）をした旨及び登録人数（記録をした報告人数）を通知する。

なお、公務員同様事務を行う事業者の場合、登録完了の連絡に合わせて、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類（公務員同様事務）、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した公務員の所属機関名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新（公務員同様事務を行う事業者のみ）

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き公務員同様事務を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する。

8 変更及び廃業等の届出

（１）変更の届出

登録（記録）事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）は、公務員の所属機関等は、30日以内に管理システム上で、登録申請書（報告書）に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。登録申請書（報告書）の内容確認及び記録又は登録の実施については、4に準じることとする。

（２）廃業等の届出

合併等により公務員の所属機関等が消滅した場合及び公務員の所属機関等が報告等に係る事業を廃止した場合、公務員の所属機関等は、30日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

9 広報・相談

厚生労働省は、担当府省庁等の協力を得ながら、公務員の所属機関等に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10	その他
----	-----

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準及び担当府省庁は、政府行動計画及びガイドラインに基づき、以下の表のとおりとする。

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 ※具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	厚生労働省
	動物検疫所職員	農林水産省
	入国管理局職員	法務省
	税関職員	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	厚生労働省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	内閣官房
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	厚生労働省
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	内閣官房
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	法務省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
刑事施設等（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	内閣官房
	各府省庁職員	各府省庁

登録申請書(民間)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名	
	※ 事業者名(ふりがな)	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名(ふりがな)	
	※ 郵便番号	検索
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(町名以下)	
	※ 電話番号	
	※ FAX番号	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	※ 産業医の選任の有無 事業の種類が、新型コロナウイルス感染症、重大・緊急感染症、社会保険、社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること	☐ 有 ☐ 無
	※ 業務継続計画の有無	☐ 有 ☐ 無

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの
アップロード

(参照...)

こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報

※事業所名	
※事業所名(ふりがな)	
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
※所在地(町名以下)	
※電話番号 半角数字でハイフン不要	
FAX番号 半角数字でハイフン不要	
E-mailアドレス	
申請事業者の全従業員	

事業の種類情報

※事業の種類	- 未選択 - ▼
※事業の種類の細目1	- 未選択 - ▼
事業の種類の細目2	- 未選択 - ▼
登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	
※うち申請事業者の登録 対象業務の従業員数	
※うち外部事業者の登録 対象業務の従業員数	
備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

接種実施 医療機関情報

※医療機関名	
※医療機関名(ふりがな)	
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
※所在地(町名以下)	
※電話番号 半角数字でハイフン不要	
FAX番号 半角数字でハイフン不要	
E-mailアドレス	
備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

登録申請書(国、都道府県、市区町村)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分	- 未選択 -	▼
	※ 事業者名		
	※ 事業者名(ふりがな)		
	※ 代表者氏名		
	※ 代表者氏名(ふりがな)		
	※ 郵便番号		検索
	半角数字でハイフン不要		
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(町名以下)		
	※ 電話番号		
	半角数字でハイフン不要		
	FAX番号		
	半角数字でハイフン不要		
※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp		
備考1			
備考2			

次へ

クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの アップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。	
事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	
事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

接種実施 医療機関情報	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

[確認画面へ](#)

[クリア](#)

特定接種の接種体制に関する覚書

〇〇〇〇府省庁の長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
〇〇〇〇府省庁
〇〇〇〇の長
〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者
〇 〇 〇 〇

注）府省庁、医療法人は一例である。